



協 定 書

愛 媛 県

一般社団法人愛媛県中小建築業協会



災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定。以下「県計画」という。）に基づく被災住宅の応急修理等（次条に掲げる災害応急対策業務をいう。以下同じ）に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が一般社団法人愛媛県中小建築業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における災害応急対策業務は次に掲げるものとする。

- 一 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第1項第2号に規定する住居等に流入した土石等障害物の除去
- 三 前各号に必要な建築資機材の調達及び建設業者の斡旋
- 四 住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等に関する建築相談

(協力要請)

第3条 甲（災害救助法第13条の規定に基づき、甲が応急修理等を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下次条から第6条まで同じ。）は、応急修理等に関して乙に協力を要請しようとするときは、住宅の被災状況、応急修理等の実施方針その他必要な事項を書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙及び乙の会員（以下「乙等」という。）は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(応急修理等)

第5条 乙等は、甲の指示に従い応急修理等を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙等が応急修理等（第2条第1項第三号のうち建設業者の斡旋及び同条第四号を除く。）に要した費用（災害救助法施行細則別表1に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとし、支払いの方法は甲乙協議によるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課とし、乙においては一般社団法人愛媛県中小建築業協会事務局とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙等が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年 5月19日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県

知 事

中村 時 広



乙 愛媛県松山市勝山町二丁目3番地1
一般社団法人愛媛県中小建築業協会

会 長

菊池 晃

